

介護保険料を

改定します

段階区分は13段階へ

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、必要となる介護サービス量を見込んで決定します。

令和6年度から令和8年度までの保険料は、段階区分を所得状況に応じて前計画の9段階から13段階に変更し、下表のとおり基準額を「年額7万8480円」に改定しました。

令和6年度の介護保険料は、納付書での納付（普通徴収）の方には、納入通知書を7月中旬に送付し、年金天引きでの納付（特別徴収）となる方には、天引きする保険料額等を記載した通知書を7月下旬にお送りします。



【令和6年度から令和8年度までの介護保険料】

段階区分	対 象 者	基準額に対する割合	保険料年額（円）
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	22,320
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.485	38,040
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.685	53,640
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	70,560
第5段階（基準額）	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	78,480
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	94,080
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	102,000
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	117,720
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	133,320
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	149,040
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	164,760
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	180,480
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	188,280

※第1段階から第3段階（住民税非課税世帯）の保険料額は、公費が投入され軽減されています。